文化3年2月7日の手紙



半兵衛の墓は私有地にあり、平井の庄屋太右衛門と年寄新右衛門は、 竹中家からの金子をあてて地所の買いうけを交渉しましたが、地主に ことわられました。そこで石灯籠を設置する場所も予定変更となり、 10間ほど西寄りの村有地にしたいが、良いだろうかと、神田弥五兵 衛に前年、相談の手紙を出しました。

弥五兵衛からの返事が以下の手紙で、委細承知したと了解しています。また、石灯籠はぜひ建てたいが急ぐものではない、約束の金は近く届けるとも書き記しています。

けいたついたし そうらえども いよいよおさわりなく しからば 一筆 致 啓 達 候。先以爾今余寒候 得 共、 弥 無 御 障、可為御勤、珍重存候。然 者、 旧冬十二月二日為御報御状、同十二日此表相達、今拝見候。 弥 以無御障御様子、年々珍 重御事御座侯。 かつまたせんだって くだされ かけあいくだされ エス 先達而御心配被下候、場所買取之儀地主懸 合被下候処、地料申請候而譲候儀 寄、惣村地所有之候。右之所へ灯籠建、其場所より拝礼致候而ハ如何可有之哉之旨、 ごそうだんのためおもうしきかれ て くるしからず 為 御 相 談 被 御 申 聞 候。右場所隔候而 も 不 苦 存候ハハ早々御申付 可 被 下 候 間、 まいをうべくむね しょうちいたし そうらえば 右御報可得御意旨御紙面之趣、委細致 承 知 候。往昔より是迄、打捨置候得者、買請候 もうすにおよばず そうらえば あいなりがたき きとくのもうされかたこと 不 及 申、地主所持之場所ニ有之候得者、相譲候儀も難 相 成 由、奇特之被申方、 あさからず 不 浅 存候。去秋罷出候節も地主方へも及面会挨拶も 可 申 述 之 処 、御取込中之儀、其 そのぎぁたはず いず 上帰足も差急キ不能其儀、其段ハ不本意ニ罷成候。 重 而 罷出候節ハ 何 れ挨拶も可申心得 かねて よろしくおもうしなしくだされたく とて いたしたき て ニハ兼而罷在候。地主方へも 官 御 申 成 被 下 度 候。灯籠 沖 も建立 致 度 趣、急ニ而得 御意候義ニも無之、是迄之通ニ而も不苦候。

神田弥五兵衛

二月七日

登啓花押

太右衛門様

新右衛門様

人々御中

※『神戸史談223号』ではこの書状を文化4年としていますが、後に発表された『東播新聞 昭和42年5月28日付』では、文化3年に修正しています。